

坂本忠久著

『近世江戸の都市法とその構造』

創文社 二〇一四・二刊

A5 三八〇頁 七〇〇〇円

本書は、三都の都市法研究の中で、研究が比較的立ち遅れていた江戸の都市法の形成過程とその運用実態の解明に挑む試みである。以下、概略を紹介する。

第一章「近世江戸の都市法とその運用・施行に関する一試論」では、『類集撰要』（以下、『撰要』とする）を対象として、町年寄や与力が発給する「行政法規」や町役人間の「申合」の都市法的意義を考察する。分析から、両者に町役人の意向が反映されていたことと、また「申合」自体が都市法の一環として機能していたこと等を明らかにし、「惣触」や「町触」に収斂しない都市法の構造を提示する。

第二章「都市法における「尋」と「答」の目的とその機能」も、『撰要』を素材に、町年寄の「尋」と年番名主の「答」が取り交わされる過程に着目し、先行法令の確認や実効性の検証や「触」の施行細則決定等といった「尋」と「答」が担った役割を確認する。

第三章「近世中後期・江戸の「町火消」制度の変遷とその特色」も、『撰要』から江戸の代表的都市政策である「町火消」制度を取り上げて、その経時的変化を考察する。かかる具体的政策を検討

する上での、「触」と「行政法規」を総合的に理解する手法の有効性を指摘する。

第四章「紛失物吟味」制度の変遷に見る「都市法」の成立」も、『撰要』から具体的施策を取り上げる。政策の運用における町方の関与の大きさから、従来の都市法研究における、公儀法度（町触）対集団の自律的な法という「二元論」的理解の克服を主張する。

第五章「天保改革期の江戸における都市法の内容構成とその特質」では、「市中取締類集」町触申渡之部および「天保新政録」それぞれの内容分析や比較を行う他、京都で出された江戸の「町触」にも検討のメスを入れる。検討結果として、町奉行や町年寄発給の「申渡」の多さが天保改革期江戸の都市法全体の特徴であることと、また「申渡」が町役人を經由して多くの江戸の町人に伝達されていたこと等を述べる。

第六章「天保改革期の江戸における都市法の構造とその運用」では、町触や申渡以外の町役人に伝達された多くの行政法規や関係する記録類が収められた「天保御改正 諸事留」を利用する。与力や町年寄等の実務役人による複数の法解釈と柔軟な措置、さらに町方の意向の反映によって、実際の都市法が運用されていたこと等を明らかにする。

本書は、近世江戸の都市法の形成過程と運用実態に存在した様々な回路とその相互関係を浮き彫りにすることで、当該期の都市法の在り方を立体的に描き出したものである。かつ、各章の分析も、前述した史料の他、『江戸町触集成』といった基礎史料も積極的に活用した精緻なものとなっている。本書の成果が近世都市

法研究のさらなる発展に寄与することを願う次第である。

(青木太二)